

地震防災対策基準

令和6年4月1日改定

北日本曳船株式会社

目 次

第1章 総則

第2章 防災体制および情報伝達

第3章 点検および整備

第4章 船舶の運航中止および避難など

第5章 教育、訓練および広報

別 添

別表 1 地震防災対策組織表

別図 1 地震防災対策時の情報経路図

地震・津波対策行動基本指針

第1章 総 則

第1条（目 的）

この基準は安全管理規程、第3条の5に基づき、地震が発生した場合または津波（大津波）警報若しくは地震に関する情報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上、必要な教育および広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条（地震防災対策実施上の基本方針）

地震防災対策は次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當で不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

第3条（適 用）

この基準は弊社運航船のみに適用する。

第2章 防災体制および情報伝達

第4条（地震防災対策組織の設置）

地震が発生した場合（小さな揺れで運航等に支障が無いと判断できる場合を除く）若しくは津波（大津波）警報が発せられた場合、または警戒宣言が発せられた場合（以下、地震発生時等の場合）には、地震防災対策組織（以下、対策組織）を設置するものとし、その組織および編成を別表1の通りとする。

第5条（職務および権限の委任）

対策組織の要員の職務等は別表1のとおりとする。

第6条（情報の伝達経路）

地震等に関する情報の伝達経路は別図1のとおりとする。

2. 防災対策長（運航管理者）と各船の船長との連絡は、衛星電話（船舶電話）により行う。

第7条（旅客に対する情報の伝達）

地震防災対策組織ならびに船長は地震等に関連する情報を全ての旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2. 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
 - 1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビを視聴できるよう考慮する。
 - 2) 船舶の運航方針等を合わせて伝達する。
 - 3) 避難指示または勧告が出ている場合であって、下船して避難する場合には苫小牧市が指定する避難場所までの避難経路、避難要領を教示する。

第3章 点検および整備

第8条（平常時の点検および整備）

船長は、情報収集および確認のため船内その他必要な場所にテレビ等を備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

第9条（津波（大津波）警報発令時等の場合の点検および整備）

船長は津波（大津波）警報若しくは地震に関する情報等が発せられたことを知った場合および警戒宣言が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命、消防設備などの点検を行い、特に船内移動物の固縛および危険物の管理に万全を期するものとする。

第4章 船舶の運航中止および避難など

第10条（運航中止）

地震発生時等の場合は原則として運航中止とする、ただし、地震等の影響を受ける恐れのない航行中、回航中もしくは、これより出港しようとして準備が完了している場合はこの限りではない。

第11条（運航中止後の船舶の避難および保安）

第10条の規定により運航を中止した時点において、着岸中の場合は全ての安全を確認すること、また第12条の規定により旅客の取扱いを判断するとともに、航行中の場合は速やかに安全な海域に避難すること、また着岸中で係留を継続する場合は、係留索の増取り、錨の投入等の係留強化など、万全な措置を講ずるものとする。

2. 係留による保船の措置を講じた場合で、かつ津波到達まで時間的余裕がない場合で在船して、保船する場合は乗員乗客を船内一か所に集合させること。

3. 係留による保船の措置を講じた場合で、下船して陸上避難する時間的余裕があり、また在船して保船することが、人命に危険を及ぼす恐れのある場合は退船し陸上避難すること、また船長は乗組員と共に旅客を避難させること。

第12条（運航中止後の旅客の取扱い）

第10条の規定により運航を中止した時点において、船長は防災対策長（運航管理者）と協議のうえ、旅客を乗船させたままでの避難または下船させての避難を判断すること、また下船させた場合で苫小牧市について居住者等に避難指示または避難勧告がなされているなど、旅客の避難が必要とされる時は、船長または防災対策員（運航管理補助者）が安全を確保したうえで、旅客の避難を誘導または補助するとともに全ての旅客の避難を完了させること。

第13条（避難先等の通報）

船長または防災対策員（運航管理補助者）は、第11条および第12条の規定により避難した場合には、速やかに防災対策長（運航管理者）経由で防災対策本部に対して、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策副部長はこれを運輸局等の関係機関および関係先へ通報するものとする。

第14条（避難時の留意事項）

第11条による港外への避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- 1) 他の避難船なども多く、輻輳が予想される海域では衝突等を避けるため、操船および見張り業務には慎重を期すること。
- 2) 港内や港口付近を航行中に津波の襲来が予想される場合は、圧流による操縦性能低下または操縦不能による衝突、乗揚げ等の危険が予測されるため、見張り業務、船位確認の徹底、錨の用意等の必要な措置を講ずること。
- 3) 漂泊中または錨泊中に津波が来襲する場合、振回り、圧流、走錨等による他船との衝突等の危険が予測されるため、見張り業務の強化、船位の確認、錨鎖の伸長、第2錨の使用、機関用意等の措置を講ずること。
- 4) 避難海域の選定においては広い海域で、かつ水深が十分な海域を選定することとする。また避難海域を選定するときは航行区域にも留意すること。
- 5) 避難海域選定後は情報収集を適宜行い、状況等が悪化する恐れのある場合は海域の再選定を早急に行い移動すること

第15条（運航の再開）

第10条により運航を中止した船舶は、津波（大津波）注意報および警報が発せられている場合には、これが解除され、苫小牧港内の安全が確認（航路啓開宣言等）されるなど、運航再開に支障が無いと認められた場合または警戒解除宣言が発せられ場合であって、かつ船体、機関、その他運航に関する設備に損傷等が無く、運航に支障が無いと判断が出来る場合には運航を再開すること。

第16条（地震発生後の旅客の下船）

第11条により旅客を乗船させたまま避難した場合であって、地震が発生し津波が去った後、第15条による確認が出来ず短時間で運航を再開する見込みがない場合には、他の安全が確認できている港へ入港して旅客を下船させるなどの措置を講ずるものとする。この場合において、津波は必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意する。

2. 前項の安全が確認できる港の選定には次に掲げる全ての事項を確認すること
 - 1) 津波（大津波）注意報または警報が発令されていないこと
 - 2) 海上保安庁により港内航行制限等がされていないこと
 - 3) 港湾管理者により港湾施設の使用制限等がされていないこと
 - 4) 港湾施設等を管轄している市町村長等により居住者等に対して避難指示または勧告が発出されていないこと
 - 5) 港湾施設（係留能力）や航路、水深等に問題が無く、安全に入出港ができること
 - 6) 入港後、補油・給水等ができること
3. 船長は前項で安全が確認できる港まで航海する際は以下の全ての事項を確認すること
 - 1) 目的港まで問題なく航海できる燃料などが搭載されていること
 - 2) 目的港まで問題なく航海できる海気象であること
 - 3) 船体、機関、その他航海に関する全ての設備および機器類に損傷がないこと
 - 4) 乗員および乗客に緊急性を要する事態が発生していないこと
 - 5) 防災対策本部長の許可を得ていること

第17条（発災後の措置）

旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置を講ずるものとする。

第5章 教育・訓練および広報

第18条（地震防災に関する教育および訓練）

弊社は船舶管理会社と協議または協力して、弊社単独、若しくは船舶管理会社単独または関係機関、関係事業者と共同して地震防災に関する教育および訓練を計画的に実施するものとする。

2. 地震防災に関する教育については、次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- 1) 地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識
- 2) 地震および津波に関する一般的な知識
- 3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 4) 職員等が果たすべき役割
- 5) 地震防災対策として現在、講じられている対策に関する知識
- 6) 今後、地震対策として取り組む必要がある課題

3. 地震防災に関する訓練計画は、次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- 1) 地震に関する情報の収集と伝達
- 2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- 3) 旅客に対する広報
- 4) 資機材等の点検

第19条（地震防災に関する広報）

運航管理者は地震発生時等の場合の運航および避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す書類等をあらかじめ船内に掲示しておく。

- ① 避難施設の位置図（津波ハザードマップ（苫小牧市発行））
- ② 地震防災対策組織図（別表1）
- ③ 地震防災対策時の情報伝達経路（別図1）
- ④ 旅客への周知事項（地震・津波、災害発生時の注意事項）
- ⑤ 地震・津波対策行動基本指針